

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年五月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年五月二十九日

埼玉県本庄県土整備事務所長 伊藤 正 経

路線名	県道長瀬児玉線
供用開始の区間	本庄市児玉町小平字下河原 九〇二番一地从先から 同市児玉町小平字桑木原 八二四番一地从先まで
供用開始の期日	令和八年五月二十九日
備考	令和八年五月二十九日付け埼玉県 本庄県土整備事務所長告示第六号 で告示した道路予定区域の供用開 始である。 延長一七九・〇〇メートル